

Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.23

June, 2018

巻 頭 言

政策議論の透明性と国民の政策形成への参加

幸田 雅治

日本は、民間企業及び公共主体（国・自治体）のガバナンスのレベルが低いと言われて久しい。日本企業については、MSCIのESG格付け（2017年7月レポート）のG（ガバナンス）に関して、「取締役構成」（MSCI Japan 指数構成銘柄（以下同じ）の90%が取締役過半数の独立性に欠けること、96%が報酬委員会の独立性に欠けること）、「報酬」（96%が取締役の個別報酬開示をしていないこと、98%が取締役報酬に関するパフォーマンス目標値を設けていないこと）、「オーナーシップと支配」（34%が互いに0.5%以上の株式を保有する持合株式関係にあること、15%が買収防衛策を有していること）の3分野で欧米先進国に大きく劣っている。また、Hermes EOSのコーポレート・ガバナンス原則（2016年8月）では、日本企業の実績は一般的に当該企業に長年勤めた社内取締役が大多数を占め、性別、国籍、経験の多様性を欠いていること、上級管理職や取締役、監査役の指名プロセスや任命委員会の透明性を高めることが重要であることなどを明らかにしている。キーワードで言えば、「透明性」、「多様性」の点で、先進国に後れを取っていると言える。大手ゼネコンの談合事件、検査データの改ざん、粉飾決算など、2017年も相次いだ日本の大企業の不祥事は、ガバナンスの低さに起因していると言える。

一方、公共主体のガバナンス

に目を転じてみると、民間企業と同様の実態を指摘することができる。財政の透明性を実証分析している

Alt and Lassen (2003)によれば、「制度の透明性」（財政レ

ポートの年度中監査、経済前提条件の独立機関によるレビュー等）、「会計の透明性」

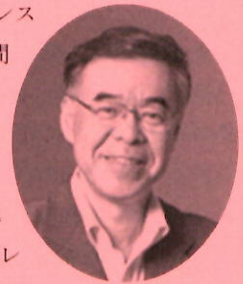
（発生主義会計の採用、非金融関連の財政パフォーマンスの予算書への記載、「指標と予測の透明性」

（長期財政予測の定期的公表、翌年度以降の支出予測の予算書への記載義務、事後的な予測と実績の乖離の記載義務等）を集計した指標でみた場合

（12点満点）、日本は透明性が最も低い国（1点）と評価されている。

また、情報公開法や公文書管理法の仕組みや運用面における問題が種々指摘されているが、それに加えて、国民の政策への参加の点での問題も大きい。国民自身が政策議論を行うことを促進するため、政府は積極的に政策過程情報を国民へ示すべきであるが、政府の取組み姿勢は弱く、政策決定における国民の多様な意見の積極的な受容の面で問題がある。

現在、神奈川大学法学研究所のプロジェクト型





共同研究として、「行政情報に関する国民への適切な提供と意見聴取のあり方」をテーマに研究を行っている。日本の行政当局（各省庁及び自治体）を対象にして、「行政情報を国民へどのように提供しているのか」、「行政情報に関する国民からの意見聴取をどのように行っているのか」についてのヒアリングを実施してきた。具体的な項目としては、①行政活動の現状に関する情報提供（範囲、提供方法）、②パブリックコメントの実態（時期、期間、意見への対応状況等）、③法令及び通知に関する情報提供（範囲、提供方法、検索等）④審議会等の議事録、審議資料の提供状況（方法、時期等）、⑤国民からの意見への対応方針（窓口、意見への説明等）などについて調査を行ってきた。

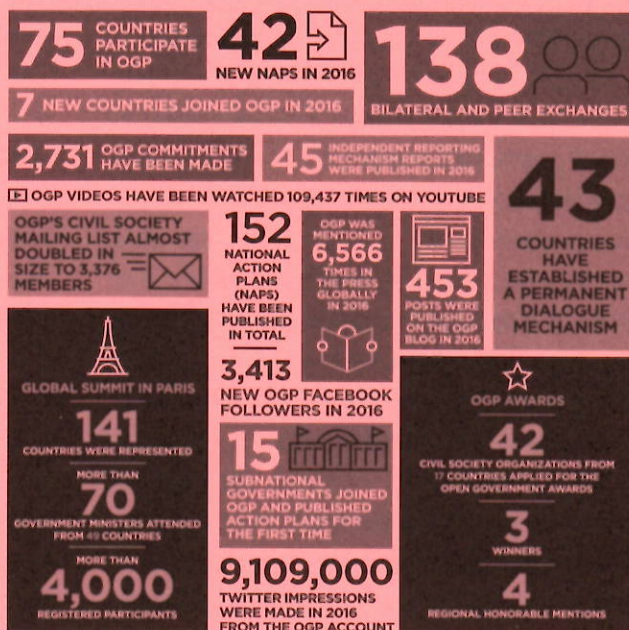
今後、この結果を分析し、国民との間の双方向の情報流通の確保がどの程度実質的に図られているのかに焦点を当て、その実効性及び課題を明らかにしたいと考えている。重要なことは、国民は、必要な行政情報に国民が十分アクセスできているのか、また、各省庁等が国民の声に耳を傾けようという姿勢で行政を行っているのかということである。将来に向けて、行政情報に関して行政当局が目指す方向性について提言したいと思っている。

オバマ大統領が提唱したオープンガバメント・パートナーシップ（OGP）は、政府による透明性の向上、市民のエンパワーメント、汚職との闘い、ガバナンス強化のための新技術活用へのコミットメントを確保するための多国間の取り組みである。2018年1月現在、参加国は70ヶ国（欧米はほとんど参加）となっているが、日本は参加していない。オープンガバメントの基本的スタンスとして、「透明

一積極的情報公開」、「参加一政策形成への国民関与」、「協働一協業による行政サービスの充実」の3原則が重要視されている。しかしながら、日本では、「オープンガバメント」の理解において、主として行政データの利活用の面が強調され、「オープンデータ」とほとんど同一視されている実態がある。偏った考え方と言わざるを得ない。オープンガバメントは、本来、民主主義の強化のための取り組みであることを忘れてはならない。したがって、本学の共同研究においても、行政情報の民間的な活用の側面ではなく、あくまでも「民主主義を進めるためには国民が行政に関与できるようにする必要がある」という考えを基本にして行っていきたい。

（法学部教授）

OGP by the Numbers



Open Government Partnership annual-report 2016